

国立大学法人長崎大学個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称		
国立大学法人の名称	国立大学法人長崎大学	
個人情報ファイルの利用に係る事務を行う組織の名称		
個人情報ファイルの利用目的		
個人情報ファイルの記録項目		
記録範囲		
記録情報の収集方法		
記録情報の経常的提供先		
開示請求，訂正請求及び利用停止請求を受理する組織の名称及び所在地	名称	総務部総務課
	所在地	長崎市文教町1番14号
訂正及び利用停止に関する他の法律又はこれに基づく命令の規定による特別の手續等		
個人情報ファイルの種別	法第2条第4項第1号（電算処理ファイル）	
	当該電算処理ファイルの入力票など付随して保有している 紙等ファイルの有無 有 無	
	法第2条第4項第2号（紙等ファイル）	
備考		

「法」とは，独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号）をいう。

(表)

別記様式第2号(第13条第2項関係)

平成 年 月 日

### 保有個人情報開示請求書

国立大学法人長崎大学 殿

ふ り が な  
氏 名: \_\_\_\_\_

住所又は居所:  
〒 \_\_\_\_\_ TEL ( ) \_\_\_\_\_

独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律第13条第1項の規定に基づき、下記のとおり保有個人情報の開示を請求します。

記

1 開示を請求する保有個人情報(具体的に特定してください。)

2 求める開示の実施方法等(本欄の記載は任意です。)

ア又はイに 印を付して下さい。アを選択した場合は、実施の方法及び希望日を記載してください。

ア	事務所における開示の実施を希望する。		
	<実施の方法> 閲覧		写しの交付
		その他( )	
	<実施の希望日> 平成 年 月 日		
イ	写しの送付を希望する。		

3 本人確認書類等

ア	開示請求者	本人	法定代理人
イ	請求者本人確認書類 運転免許証 健康保険被保険者証 外国人登録証明書 住民基本台帳カード その他( ) 請求書を送付して請求をする場合には、加えて住民票の写し又は外国人登録原票の写しを添付してください。		
ウ	本人の状況等(法定代理人が請求する場合にのみ記載してください。) (ア)本人の状況 未成年者( 年 月 日生) 成年被後見人 (ふりがな) (イ)本人の氏名 _____ (ウ)本人の住所又は居所 _____		
エ	法定代理人が請求する場合、次のいずれかの書類を提出してください。 請求資格確認書類 戸籍謄本 登記事項証明書 その他( )		

( 以下は記入不要)

受 理 年 月 日	平成 年 月 日	受 付 担 当 者	
決 定 期 限	平成 年 月 日	整 理 番 号	
開示請求手数料	300円 × 件		円

(裏)

【記載に当たっての注意事項】

1 「氏名」,「住所又は居所」

本人の氏名及び住所又は居所を記載してください。ここに記載された氏名及び住所又は居所により開示決定通知等を行うこととなりますので、正確に記載してください。

また、連絡を行う際に必要となりますので、電話番号も記載してください。

なお、法定代理人による開示請求の場合には、法定代理人の氏名、住所又は居所、電話番号を記載してください。

2 「開示を請求する保有個人情報」

開示を請求する保有個人情報が記録されている法人文書や個人情報ファイルの名称など、開示請求する保有個人情報を特定できるような情報を具体的に記載してください。

3 「求める開示の実施方法等」

開示を受ける場合の開示の実施の方法（事務所における開示の実施の方法、事務所における開示を希望する場合の希望日又は写しの送付）について、希望がありましたら記載してください。なお、実施の方法について、法人文書や個人情報ファイルによっては希望する方法に対応できない場合があります。

開示の実施の方法等については、開示決定後に提出していただく「保有個人情報開示実施申出書」により、別途申し出ることできます。

4 「本人確認書類等」

(1) 窓口来所による開示請求の場合

窓口に来所して開示請求をする場合、本人確認のため、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律施行令第6条が規定する運転免許証、健康保険の被保険者証、外国人登録証明書、住民基本台帳カード等の住所・氏名が記載されている書類を提示・提出してください。どのような書類が本人確認書類に当たるのか分からない場合や、本人確認書類の提出ができない場合は、開示請求窓口事前に相談してください。

(2) 送付による開示請求の場合

保有個人情報開示請求書を送付して保有個人情報の開示請求をする場合には、(1)の本人確認書類を複写機により複写したものに併せて、住民票の写し又は外国人登録原票の写し（ただし、開示請求の前30日以内に作成されたものに限り）を提出してください。なお、住民票の写し又は外国人登録原票の写しは、市町村が発行する公文書であり、その複写物による提出は認められません。

(3) 法定代理人による開示請求の場合

「本人の状況等」欄は、法定代理人による開示請求の場合のみ記載してください。必要な記載事項は、保有個人情報の本人の状況、氏名、本人の住所又は居所です。

法定代理人が開示請求をする場合には、法定代理人自身に係る(1)に掲げる書類又は(2)に掲げる書類に併せて、戸籍謄本その他法定代理人であることを証明する書類（ただし、開示請求の前30日以内に作成されたものに限り）を提出してください。なお、戸籍謄本その他法定代理人であることを証明する書類は、市町村等が発行する公文書であり、その複写物による提出は認められません。

5 開示請求手数料の納付について

保有個人情報の開示を請求する場合には、保有個人情報が記録されている法人文書1件について300円を納付する必要があります。

納付の方法は、以下のとおりです。

(1) 現金による納付

保有個人情報開示請求書とともに本学文書閲覧室（個人情報保護窓口）に持参して下さい。

(2) 銀行口座への振り込みによる納付

銀行振込の手数料は、請求者の負担となります。

銀行振込の場合には、保有個人情報開示請求書に領収証書を添付して下さい。保有個人情報開示請求書受付後、写しとともに返戻します。

(3) 郵便為替による納付

郵便為替による場合は、保有個人情報開示請求書とともに郵送するか、又は本学文書閲覧室（個人情報保護窓口）に持参して下さい。

(4) その他

開示請求手数料の銀行振込等の手続きについては、総務部総務課広報・法規班（電話番号095-819-2018）までお問い合わせ下さい。

## 保有個人情報開示等決定期限延長通知書

様

国立大学法人長崎大学

印

平成 年 月 日付けで開示請求のあった保有個人情報については、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律第19条第2項の規定により、下記のとおり開示等の決定の期限を延長したので通知します。

### 記

開示請求に係る保有個人情報の名称等	
延長後の期間	日（開示等の決定の期限 平成 年 月 日）
延長の理由	

< 本件連絡先 >  
総務部総務課広報・法規班  
電話：095 - 819 - 2018  
FAX：095 - 819 - 2024  
e-mail：kouhou@ml.nagasaki-u.ac.jp

## 保有個人情報開示等決定期限特例延長通知書

様

国立大学法人長崎大学 印

平成 年 月 日付けで開示請求のあった保有個人情報については、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律第20条の規定により、下記のとおり開示等の決定の期限を延長したので通知します。

### 記

開示請求に係る保有個人情報 の名称等	
法第20条の規定(開示決定等の期限の特例)を適用する理由	
残りの保有個人情報について開示等の決定をする期限	(平成 年 月 日までに可能な部分について開示等の決定を行い、残りの部分については、次に掲載する期限までに開示等の決定をする予定です。) 平成 年 月 日

< 本件連絡先 >  
総務部総務課広報・法規班  
電話：095-819-2018  
FAX：095-819-2024  
e-mail：kouhou@ml.nagasaki-u.ac.jp

## 保有個人情報の開示請求に関する事案の移送通知書

様

国立大学法人長崎大学 印

平成 年 月 日付けで請求のあった保有個人情報の開示請求に係る事案については、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律第21条第1項(又は第22条第1項)の規定により、下記のとおり移送したので通知します。

なお、保有個人情報の開示等の決定は、下記の移送先の独立行政法人等(又は行政機関の長)において行われます。

記

開示請求に係る保有個人情報の名称等	
移 送 を し た 日	平成 年 月 日
移 送 の 理 由	
移送先の独立行政法人等 (又は行政機関の長)	独立行政法人等(又は行政機関の長) (連絡先) 部局課室名： 担当者名： 所在地： 電話番号：

< 本件連絡先 >  
総務部総務課広報・法規班  
電話：095-819-2018  
FAX：095-819-2024  
e-mail：kouhou@ml.nagasaki-u.ac.jp

## 第三者に係る保有個人情報の開示請求に関する意見照会書

様

国立大学法人長崎大学

印

(あなた, 貴社等)に関する情報が含まれている保有個人情報について, 独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律第13条第1項の規定による開示請求があり, 当該保有個人情報について開示等の決定を行う際の参考とするため, 同法第23条第1項の規定に基づき, 御意見を伺うこととしました。

つきましては, 当該保有個人情報を開示することにつき御意見があるときは, 同封した「保有個人情報の開示に関する意見書」を提出していただきますようお願いします。

なお, 提出期限までに意見書の提出がない場合には, 特に御意見がないものとして取り扱わせていただきます。

## 記

開示請求に係る保有個人情報の名称等	
開示請求の年月日	平成 年 月 日
開示請求に係る保有個人情報に含まれている(あなた, 貴社等)に関する情報の内容	
意見書の提出先	(課室名) 長崎大学総務部総務課広報・法規班 (連絡先) 〒852-8521 長崎市文教町1番14号
意見書の提出期限	平成 年 月 日

## &lt; 本件連絡先 &gt;

総務部総務課広報・法規班

電話: 095-819-2018

FAX: 095-819-2024

e-mail: kouhou@ml.nagasaki-u.ac.jp

## 保有個人情報の開示に関する意見書

国立大学法人長崎大学 殿

ふりがな  
氏名又は名称

\_\_\_\_\_  
(法人その他の団体にあつては、その団体の代表者名)

住所又は居所

〒

\_\_\_\_\_  
(法人その他の団体にあつては、その主たる事務所の所在地)

平成 年 月 日付けで照会のあった保有個人情報の開示について、下記のとおり意見を提出します。

### 記

開示請求に係る保有個人情報の名称等	
開示についての御意見	保有個人情報を開示されることについて支障がない。 保有個人情報を開示されることについて支障がある。  (1) 支障(不利益)がある部分   (2) 支障(不利益)の具体的理由
連絡先	(本意見書の内容について、内容の確認等をする場合がありますので、確実に連絡が取れる電話番号等を記載してください。)



## 第三者に係る保有個人情報の開示請求に関する意見照会書

様

国立大学法人長崎大学

印

(あなた、貴社等)に関する情報が含まれている保有個人情報について、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律第13条第1項の規定による開示請求があり、当該保有個人情報について開示決定を行う際の参考とするため、同法第23条第2項の規定に基づき、御意見を伺うこととしました。

つきましては、当該保有個人情報を開示することにつき御意見があるときは、同封した「保有個人情報の開示に関する意見書」を提出していただきますようお願いいたします。

なお、提出期限までに意見書の提出がない場合には、特に御意見がないものとして取り扱わせていただきます。

## 記

開示請求に係る保有個人情報の名称等	
開示請求の年月日	平成 年 月 日
法第23条第2項第1号又は第2号の規定の適用区分及びその理由	適用区分 第1号, 第2号 (適用理由)
開示請求に係る保有個人情報に含まれている(あなた、貴社等)に関する情報の内容	
意見書の提出先	(課室名)長崎大学総務部総務課広報・法規班 (連絡先)〒852-8521 長崎市文教町1番14号
意見書の提出期限	平成 年 月 日

## &lt; 本件連絡先 &gt;

総務部総務課広報・法規班

電話：095-819-2018

FAX：095-819-2024

e-mail：kouhou@ml.nagasaki-u.ac.jp

## 保有個人情報の開示に関する意見書

国立大学法人長崎大学 殿

ふりがな  
氏名又は名称

\_\_\_\_\_  
(法人その他の団体にあつては、その団体の代表者名)  
住所又は居所

〒  
\_\_\_\_\_  
(法人その他の団体にあつては、その主たる事務所の所在地)

平成 年 月 日付けで照会のあった保有個人情報の開示について、下記のとおり意見を提出します。

### 記

開示請求に係る保有個人情報 の名称等	
開示に関する 御意見	保有個人情報を開示されることについて支障がない。 保有個人情報を開示されることについて支障がある。 (1) 支障(不利益)がある部分  (2) 支障(不利益)の具体的理由
連 絡 先	(本意見書の内容について、内容の確認等をする場合がありますので、 確実に連絡が取れる電話番号等を記載してください。)

長大 第 号  
平成 年 月 日

## 第三者に係る個人情報開示決定通知書

様

国立大学法人長崎大学

印

(あなた、貴社等)から平成 年 月 日付けで「保有個人情報の開示に関する意見書」の提出がありました保有個人情報については、下記のとおり開示決定しましたので、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律第23条第3項の規定により通知します。

## 記

開示請求に係る保有個人情報の名称等	
開示することとした理由	
開示決定をした日	平成 年 月 日
開示を実施する日	平成 年 月 日

この決定に不服がある場合は、行政不服審査法の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、国立大学法人長崎大学に対して異議申立てをすることができます(なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、決定があった日の翌日から起算して1年を経過した場合には異議申立てをすることができなくなります。)

また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法の規定により、この決定があったことを知った日から6か月以内に、国立大学法人長崎大学を被告として、長崎地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、決定があったことを知った日から6か月以内であっても、決定の日から1年を経過した場合には処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)

## &lt; 本件連絡先 &gt;

総務部総務課広報・法規班

電話：095-819-2018

FAX：095-819-2024

e-mail：kouhou@ml.nagasaki-u.ac.jp

(表)

別記様式第9号(第16条第7項関係)

長大 第 号  
平成 年 月 日

## 保有個人情報開示決定通知書

様

国立大学法人長崎大学

印

平成 年 月 日付けで開示請求のあった保有個人情報については、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律第18条第1項の規定により、下記のとおり開示することに決定したので通知します。

記

1 開示する保有個人情報

--

2 開示する保有個人情報の利用目的

--

3 開示の実施の方法等(裏面の説明事項をお読みください。)

<p>(1) 開示の実施の方法等</p> <p>(2) 事務所における開示を実施することができる日時, 場所</p> <p>期間: 月 日から 月 日まで(土・日曜, 祝祭日を除く。)</p> <p>時間:</p> <p>場所:</p> <p>(3) 写しの送付を希望する場合の準備日数, 送付に要する費用(見込み額)</p>
---

< 本件連絡先 >  
総務部総務課広報・法規班  
電話: 095 - 819 - 2018  
FAX: 095 - 819 - 2024  
e-mail: kouhou@ml.nagasaki-u.ac.jp

(裏)

(説明)

1 「開示の実施の方法等」

開示の実施の方法等については、この通知書を受け取った日から30日以内に、同封した「開示の実施方法の申出書」により開示の実施の申出を行ってください。

開示の実施の方法は、通知書の3(1)「開示の実施の方法等」に記載されている方法から自由に選択できます。

事務所における開示の実施を選択される場合は、通知書の3(2)「事務所における開示を実施することができる日時、場所」に記載されている日時から、希望の日時を選択してください。記載された日時に都合がよいものがない場合は、「本件連絡先」に連絡してください。

なお、開示の実施の準備を行う必要がありますので、「開示の実施方法の申出書」は開示を受ける希望日の7日前には当方に届くように提出願います。

また、写しの送付を希望される場合は、「開示の実施方法の申出書」によりその旨を申し出てください。なお、この場合は、別途、送付に要する費用負担が必要となります。

2 開示の実施について

(1) 事務所における開示の実施を選択され、その旨「開示の実施方法の申出書」により申し出られた場合は、開示を受ける当日、事務所に来られる際に、本通知書をお持ちください。

(2) 写しの送付を希望された場合は、お知らせした送付に要する費用を郵便切手、現金、本学が指定する銀行口座への振込(振込手数料は開示請求者の負担)又は郵便為替で納めてください。

3 本件連絡先

開示の実施方法等、異議申立ての方法等についてご不明な点がございましたら、総務部総務課広報・法規班までお問い合わせください。

(表)

別記様式第10号(第16条第7項関係)

長大 第 号  
平成 年 月 日

## 保有個人情報部分開示決定通知書

様

国立大学法人長崎大学

印

平成 年 月 日付けで開示請求のあった保有個人情報については、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律第18条第1項の規定により、下記のとおり開示することに決定したので通知します。

記

### 1 部分開示する保有個人情報

### 2 不開示とした部分とその理由

この決定に不服がある場合は、行政不服審査法の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、国立大学法人長崎大学に対して異議申立てをすることができます(なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、決定があった日の翌日から起算して1年を経過した場合には異議申立てをすることができなくなります。)

また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法の規定により、この決定があったことを知った日から6か月以内に、国立大学法人長崎大学を被告として、長崎地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、決定があったことを知った日から6か月以内であっても、決定の日から1年を経過した場合には処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)

### 3 開示する保有個人情報の利用目的

### 4 開示の実施の方法等(裏面の説明事項をお読みください。)

(1) 開示の実施の方法等

(2) 事務所における開示を実施することができる日時、場所

期間： 月 日から 月 日まで(土・日曜、祝祭日を除く。)

時間：

場所：

(3) 写しの送付を希望する場合の準備日数、送付に要する費用(見込み額)

< 本件連絡先 >

総務部総務課広報・法規班

電話：095-819-2018

FAX：095-819-2024

e-mail：kouhou@ml.nagasaki-u.ac.jp

(裏)

(説明)

1 「開示の実施の方法等」

開示の実施の方法等については、この通知書を受け取った日から30日以内に、同封した「開示の実施方法の申出書」により開示の実施の申出を行ってください。

開示の実施の方法は、通知書の4(1)「開示の実施の方法等」に記載されている方法から自由に選択できます。

事務所における開示の実施を選択される場合は、通知書の4(2)「事務所における開示を実施することができる日時、場所」に記載されている日時から、希望の日時を選択してください。記載された日時に都合がよいものがない場合は、「本件連絡先」に連絡してください。

なお、開示の実施の準備を行う必要がありますので、「開示の実施方法の申出書」は開示を受ける希望日の7日前には当方に届くように提出願います。

また、写しの送付を希望される場合は、「開示の実施方法の申出書」によりその旨を申し出てください。なお、この場合は、別途、送付に要する費用負担が必要となります。

2 決定に対する異議申立て等

決定に不服がある場合には、行政不服審査法又は行政事件訴訟法により、異議申立て又は取消訴訟を提起することができます。これについて詳しくは、別記様式第10号の「2 不開示とした部分とその理由」の「 」をお読みください。

3 開示の実施について

(1) 事務所における開示の実施を選択され、その旨「開示の実施方法の申出書」により申し出られた場合は、開示を受ける当日、事務所に来られる際に、本通知書をお持ちください。

(2) 写しの送付を希望された場合は、お知らせした送付に要する費用を郵便切手、現金、本学が指定する銀行口座への振込(振込手数料は開示請求者の負担)又は郵便為替で納めてください。

4 本件連絡先

開示の実施方法等、異議申立ての方法等についてご不明な点がございましたら、総務部総務課広報・法規班までお問い合わせください。

長大 第 号  
平成 年 月 日

## 保有個人情報不開示決定通知書

様

国立大学法人長崎大学

印

平成 年 月 日付けで開示請求のあった保有個人情報については、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律第 1 8 条第 2 項の規定により、下記のとおり全部を開示しないことに決定したので通知します。

### 記

開示請求に係る保有 個人情報の名称等	
開示をしないことと した理由	

この決定に不服がある場合は、行政不服審査法の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 6 0 日以内に、国立大学法人長崎大学に対して異議申立てをすることができます（なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して 6 0 日以内であっても、決定があった日の翌日から起算して 1 年を経過した場合には異議申立てをすることができなくなります。）

また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法の規定により、この決定があったことを知った日から 6 か月以内に、国立大学法人長崎大学を被告として、長崎地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、決定があったことを知った日から 6 か月以内であっても、決定の日から 1 年を経過した場合には処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）

#### < 本件連絡先 >

総務部総務課広報・法規班

電話：0 9 5 - 8 1 9 - 2 0 1 8

FAX：0 9 5 - 8 1 9 - 2 0 2 4

e-mail：kouhou@ml.nagasaki-u.ac.jp



## 開示の実施方法の申出書

国立大学法人長崎大学 殿

ふりがな  
氏 名

住所又は居所

〒 TEL ( )

独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律第24条第3項の規定に基づき、下記のとおり申出をします。

### 記

- 1 保有個人情報(開示・部分開示)決定通知書の番号等

文書番号:

日付:

- 2 求める開示の実施方法

下表から実施の方法を選択し、該当するものに 印を付してください。

開示請求に係る保有個人情報の名称等	種類・量	実施の方法	
		(1)閲覧	全部 一部( )
		(2)写しの交付	全部 一部( )
		(3)その他 ( )	全部 一部( )

- 3 開示の実施を希望する日

平成 年 月 日 午前・午後

- 4 「写しの送付」の希望の有無

{
 有: 同封する郵便切手等の額 ( ) 円  
 無

(以下は記入不要)

受理年月日	平成 年 月 日	受付担当者	
		整理番号	

### 開示の実施方法の申出書

国立大学法人長崎大学 殿

ふりがな  
氏 名

住所又は居所  
〒

TEL ( )

保有個人情報(開示・部分開示)決定通知書(平成 年 月 日付け 第 号)により通知のありました保有個人情報について、既報のとおり開示を受けるので、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律第24条第3項及び同施行令第11条第2項の規定に基づき、申出をします。

写しの送付による場合	同封する郵便切手等の額 円
------------	---------------

(以下は記入不要)

受理年月日	平成 年 月 日	受付担当者	
		整理番号	

(表)

別記様式第14号(第19条第2項関係)

平成 年 月 日

### 保有個人情報訂正請求書

国立大学法人長崎大学 殿

ふ り が な  
氏 名:

住所又は居所:

〒 TEL ( )

独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律第28条第1項の規定に基づき、下記のとおり保有個人情報の訂正を請求します。

#### 記

訂正請求に係る保有個人情報の開示を受けた日	平成 年 月 日
開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報	開示決定通知書の文書番号: 日付: 開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報の名称等:
訂正請求の趣旨及び理由	(趣旨) (理由)

1 開示請求者	本人 法定代理人
2 請求者本人確認書類	運転免許証 健康保険被保険者証 外国人登録証明書 住民基本台帳カード その他( ) 請求書を送付して請求をする場合には、加えて住民票の写し又は外国人登録原票の写しを添付してください。
3 本人の状況等(法定代理人が請求する場合にのみ記載してください。)	(ア)本人の状況 未成年者( 年 月 日生) 成年被後見人 (ふりがな) (イ)本人の氏名 (ウ)本人の住所又は居所
4 法定代理人が請求する場合、次のいずれかの書類を提出してください。	請求資格確認書類 戸籍謄本 登記事項証明書 その他( )

(以下は記入不要)

受 理 年 月 日	平成 年 月 日	受 付 担 当 者	
決 定 期 限	平成 年 月 日	整 理 番 号	

(裏)

【記載に当たっての注意事項】

- 1 「氏名」,「住所又は居所」

本人の氏名及び住所又は居所を記載してください。ここに記載された氏名及び住所又は居所により訂正決定通知等を行うこととなりますので、正確に記載してください。  
また、連絡を行う際に必要となりますので、電話番号も記載してください。  
なお、法定代理人による訂正請求の場合には、法定代理人の氏名、住所又は居所、電話番号を記載してください。
- 2 「訂正請求に係る保有個人情報の開示を受けた日」
  - 3 ~ に掲げる保有個人情報の開示の実施を受けた日を記載してください。
- 3 「開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報」

「開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報」の名称を記載してください。なお、本法により保有個人情報の訂正請求ができるのは次に掲げるものです。  
開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報（法第27条第1項第1号）  
法第22条第1項の規定により事案が移送された場合において、行政機関個人情報保護法第21条第3項に規定する開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報（法第27条第1項第2号）  
開示決定に係る保有個人情報であって、法第25条第1項の他の法令の規定により開示を受けたもの（法第27条第1項第3号）
- 4 「訂正請求の趣旨及び理由」
  - (1) 訂正請求の趣旨  
どのような訂正を求めるかについて簡潔に記載してください。
  - (2) 訂正請求の理由  
訂正請求の趣旨を裏付ける根拠を明確かつ簡潔に記載してください。なお、本欄に記載しきれない場合には、本欄を参考に別葉に記載し、本請求書に添付して提出してください。
- 5 訂正請求の期限について  
訂正請求は、法第27条第3項の規定により、保有個人情報の開示を受けた日から90日以内に行ななければならないこととなっています。
- 6 「本人確認書類等」
  - (1) 窓口来所による訂正請求の場合  
窓口に来所して訂正請求をする場合、本人確認のため、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律施行令第6条が規定する運転免許証、健康保険の被保険者証、外国人登録証明書、住民基本台帳カード等の住所・氏名が記載されている書類を提示・提出してください。どのような書類が本人確認書類に当たるのか分からない場合や、本人確認書類の提出ができない場合は、訂正請求窓口事前に相談してください。
  - (2) 送付による訂正請求の場合  
保有個人情報訂正請求書を送付して保有個人情報の訂正請求をする場合には、(1)の本人確認書類を複写機により複写したものに併せて、住民票の写し又は外国人登録原票の写し（ただし、開示請求の前30日以内に作成されたものに限り。）を提出してください。なお、住民票の写し又は外国人登録原票の写しは、市町村等が発行する公文書であり、その複写物による提出は認められません。
  - (3) 法定代理人による訂正請求の場合  
「本人の状況等」欄は、法定代理人による訂正請求の場合のみ記載してください。必要な記載事項は、保有個人情報の本人の状況、氏名、本人の住所又は居所です。  
法定代理人が訂正請求をする場合には、法定代理人自身に係る(1)に掲げる書類又は(2)に掲げる書類に併せて、戸籍謄本その他法定代理人であることを証明する書類（ただし、訂正請求の前30日以内に作成されたものに限り。）を提出してください。なお、戸籍謄本その他法定代理人であることを証明する書類は、市町村等が発行する公文書であり、その複写物による提出は認められません。

## 保有個人情報訂正等決定期限延長通知書

様

国立大学法人長崎大学

印

平成 年 月 日付けで訂正請求のあった保有個人情報については、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律第31条第2項の規定により、下記のとおり訂正等の決定の期限を延長したので通知します。

記

訂正請求に係る保有 個人情報の名称等	
延長後の期間	日(訂正等の決定の期限 平成 年 月 日)
延長の理由	

< 本件連絡先 >

総務部総務課広報・法規班

電話：095-819-2018

FAX：095-819-2024

e-mail：kouhou@ml.nagasaki-u.ac.jp

## 保有個人情報訂正等決定期限特例延長通知書

様

国立大学法人長崎大学 印

平成 年 月 日付けで訂正請求のあった保有個人情報については、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律第 3 2 条の規定により、下記のとおり訂正等の決定の期限を延長したので通知します。

記

訂正請求に係る保有個人情報 の名称等	
法第 3 2 条の規定 ( 訂正 決定等の期限の特例 ) を 適用する理由	
訂正等の決定をする期限	平成 年 月 日

< 本件連絡先 >

総務部総務課広報・法規班

電話 : 0 9 5 - 8 1 9 - 2 0 1 8

FAX : 0 9 5 - 8 1 9 - 2 0 2 4

e-mail : kouhou@ml.nagasaki-u.ac.jp

## 保有個人情報の訂正請求に係る事案の移送通知書

様

国立大学法人長崎大学 印

平成 年 月 日付けで訂正請求のあった保有個人情報については、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律第 33 条第 1 項 (又は第 34 条第 1 項) の規定により、下記のとおり事案を移送したので通知します。

なお、保有個人情報の訂正等の決定は、下記の移送先の独立行政法人 (又は行政機関) において行われます。

記

訂正請求に係る保有個人情報の名称等	
移 送 を し た 日	平成 年 月 日
移 送 の 理 由	
移送先の独立行政法人等 (又は行政機関の長)	独立行政法人等 (又は行政機関の長) (連絡先) 部局課室名 : 担当者名 : 所在地 : 電話番号 :
備 考	

< 本件連絡先 >  
総務部総務課広報・法規班  
電話 : 095 - 819 - 2018  
FAX : 095 - 819 - 2024  
e-mail : kouhou@ml.nagasaki-u.ac.jp

## 保有個人情報訂正決定通知書

様

国立大学法人長崎大学

印

平成 年 月 日付けで訂正請求のあった保有個人情報については、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律第30条第1項の規定により、下記のとおり訂正することと決定したので通知します。

### 記

訂正請求に係る保有個人情報の名称等	
訂正請求の趣旨	
訂正決定をする内容及び理由	(訂正決定の内容)  (訂正の理由)

この決定に不服がある場合は、行政不服審査法の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、国立大学法人長崎大学に対して異議申立てをすることができます(なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、決定があった日の翌日から起算して1年を経過した場合には異議申立てをすることができなくなります。)

また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法の規定により、この決定があったことを知った日から6か月以内に、国立大学法人長崎大学を被告として、長崎地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、決定があったことを知った日から6か月以内であっても、決定の日から1年を経過した場合には処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)

#### < 本件連絡先 >

総務部総務課広報・法規班

電話：095-819-2018

FAX：095-819-2024

e-mail：kouhou@ml.nagasaki-u.ac.jp



長大 第 号  
平成 年 月 日

## 保有個人情報不訂正決定通知書

様

国立大学法人長崎大学

印

平成 年 月 日付けで訂正請求のあった保有個人情報については、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律第30条第2項の規定により、下記のとおり訂正しないことと決定したので通知します。

### 記

訂正請求に係る保有 個人情報の名称等	
訂正しないこととし た理由	

この決定に不服がある場合は、行政不服審査法の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、国立大学法人長崎大学に対して異議申立てをすることができます(なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、決定があった日の翌日から起算して1年を経過した場合には異議申立てをすることができなくなります。)

また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法の規定により、この決定があったことを知った日から6か月以内に、国立大学法人長崎大学を被告として、長崎地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、決定があったことを知った日から6か月以内であっても、決定の日から1年を経過した場合には処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)

#### < 本件連絡先 >

総務部総務課広報・法規班

電話：095-819-2018

FAX：095-819-2024

e-mail：kouhou@ml.nagasaki-u.ac.jp

## 保有個人情報訂正通知書

様

国立大学法人長崎大学

印

貴社等に提供している下記の保有個人情報については、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律第29条の規定により訂正を実施しましたので、同法第35条の規定により、通知します。

### 記

訂正請求に係る保有 個人情報の名称等	
訂正請求者の氏名等 保有個人情報を特定 するための情報	(氏名, 住所等)
訂正請求の趣旨	
訂正決定をする内容 及び理由	(訂正決定の内容) (訂正の理由)

< 本件連絡先 >  
総務部総務課広報・法規班  
電話：095-819-2018  
FAX：095-819-2024  
e-mail：kouhou@ml.nagasaki-u.ac.jp

(表)

別記様式第21号(第23条第2項関係)

平成 年 月 日

### 保有個人情報利用停止請求書

国立大学法人長崎大学 殿

ふ り が な  
氏 名:

住所又は居所:

〒 TEL ( )

独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律第37条第1項の規定に基づき、下記のとおり保有個人情報の利用停止を請求します。

#### 記

利用停止請求に係る保有個人情報の開示を受けた日	平成 年 月 日
開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報の名称等	開示決定通知書の文書番号: _____, 日付: 年 月 日 開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報 _____
利用停止請求に係る趣旨及び理由	(趣旨) 第1号該当 利用の停止, 消去 第2号該当 提供の停止 (理由)

1 開示請求者	本人 法定代理人
2 請求者本人確認書類	運転免許証 健康保険被保険者証 外国人登録証明書 住民基本台帳カード その他( ) 請求書を送付して請求をする場合には, 加えて住民票の写し又は外国人登録原票の写しを添付してください。
3 本人の状況等(法定代理人が請求する場合にのみ記載してください。)	ア 本人の状況 未成年者( 年 月 日生) 成年被後見人 (ふりがな) イ 本人の氏名 _____ ウ 本人の住所又は居所 _____
4 法定代理人が請求する場合, 次のいずれかの書類を提出してください。	請求資格確認書類 戸籍謄本 登記事項証明書 その他( )

(以下は記入不要)

受理年月日	平成 年 月 日	受付担当者	
決定期限	平成 年 月 日	整理番号	

(裏)

【記載に当たっての注意事項】

- 1 「氏名」,「住所又は居所」  
本人の氏名及び住所又は居所を記載してください。ここに記載された氏名及び住所又は居所により利用停止決定通知等を行うこととなりますので、正確に記載してください。  
また、連絡を行う際に必要となりますので、電話番号も記載してください。  
なお、法定代理人による利用停止請求の場合には、法定代理人の氏名、住所又は居所、電話番号を記載してください。
- 2 「利用停止請求に係る保有個人情報の開示を受けた日」  
3 ~ に掲げる保有個人情報の開示の実施を受けた日を記載してください。
- 3 「開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報」  
「開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報」の名称を記載してください。なお、本法により保有個人情報の利用停止請求ができるのは、次に掲げるものです。  
開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報（法第27条第1項第1号）  
法第22条第1項の規定により事案が移送された場合において、行政機関が保有する個人情報の保護に関する法律第21条第3項に規定する開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報（法第27条第1項第2号）  
開示決定に係る保有個人情報であって、法第25条第1項の他の法令の規定により開示を受けたもの（法第27条第1項第3号）
- 4 「利用停止請求に係る趣旨及び理由」
  - (1) 利用停止請求の趣旨  
「利用停止請求の趣旨」は、「第1号該当」、「第2号該当」にいずれか該当する にレ点を記入してください。  
ア 「第1号該当」には、本学により適法に取得されたものでないとき、第3条第2項の規定(個人情報の保有制限)に違反して保有されているとき又は第9条第1項及び第2項の規定(目的外利用制限)に違反して利用されていると考えるときに、 にレ点を記入してください。また、「利用の停止」又は「消去」のいずれかにレ点を記入してください。  
イ 「第2号該当」には、第9条第1項及び第2項の規定(目的外提供制限)に違反して他の独立行政法人等に提供されていると考えるときに、 にレ点を記入してください。
  - (2) 利用停止請求の理由  
「利用停止請求の理由」は、利用停止請求の趣旨を裏付ける根拠を明確かつ簡潔に記載してください。なお、本欄に記載しきれない場合には、本欄を参考に別葉に記載し、本請求書に添付して提出してください。
- 5 利用停止請求の期限について  
利用停止請求は、法第36条第3項の規定により、保有個人情報の開示を受けた日から90日以内にしなければならないこととなっています。
- 6 「本人確認書類等」
  - (1) 窓口来所による利用停止請求の場合  
窓口に来所して利用停止請求をする場合、本人確認のため、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律施行令第6条が規定する運転免許証、健康保険の被保険者証、外国人登録証明書、住民基本台帳カード等の住所・氏名が記載されている書類を提示・提出してください。どのような書類が本人確認書類に当たるのか分からない場合や、本人確認書類の提出ができない場合は、利用停止請求窓口事前に相談してください。
  - (2) 送付による利用停止請求の場合  
保有個人情報利用停止請求書を送付して保有個人情報の利用停止請求をする場合には、(1)の本人確認書類を複写機により複写したものに併せて、住民票の写し又は外国人登録原票の写し(ただし、開示請求の前30日以内に作成されたものに限り)を提出してください。なお、住民票の写し又は外国人登録原票の写しは、市町村等が発行する公文書であり、その複写物による提出は認められません。
  - (3) 法定代理人による利用停止請求の場合  
「本人の状況等」欄は、法定代理人による利用停止請求の場合に記載してください。必要な記載事項は、保有個人情報の本人の状況、氏名、本人の住所又は居所です。  
法定代理人が利用停止請求をする場合には、法定代理人自身に係る(1)に掲げる書類又は(2)に掲げる書類に併せて、戸籍謄本その他法定代理人であることを証明する書類(ただし、利用停止請求の前30日以内に作成されたものに限り)を提出してください。なお、戸籍謄本その他法定代理人であることを証明する書類は、市町村等が発行する公文書であり、その複写物による提出は認められません。

## 保有個人情報利用停止等決定期限延長通知書

様

国立大学法人長崎大学

印

平成 年 月 日付けで利用停止請求のあった保有個人情報については、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律第 4 0 条第 2 項の規定により、下記のとおり利用停止等の決定の期限を延長したので通知します。

### 記

利用停止請求に係る保有 個人情報の名称等	
延長後の期間	日 ( 利用停止等の決定の期限 平成 年 月 日 )
延長の理由	

< 本件連絡先 >

総務部総務課広報・法規班

電話：095 - 819 - 2018

FAX：095 - 819 - 2024

e-mail：kouhou@ml.nagasaki-u.ac.jp

## 保有個人情報利用停止等決定期限特例延長通知書

様

国立大学法人長崎大学 印

平成 年 月 日付けで利用停止請求のあった保有個人情報については、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律第 4 1 条の規定により、下記のとおり利用停止等の決定の期限を延長したので通知します。

### 記

利用停止請求に係る保有個人情報の名称等	
法第 4 1 条の規定 ( 利用停止決定等の期限の特例 ) を適用する理由	
利用停止等の決定をする期限	平成 年 月 日

< 本件連絡先 >  
総務部総務課広報・法規班  
電話 : 0 9 5 - 8 1 9 - 2 0 1 8  
FAX : 0 9 5 - 8 1 9 - 2 0 2 4  
e-mail : kouhou@ml.nagasaki-u.ac.jp

## 保有個人情報利用停止決定通知書

様

国立大学法人長崎大学

印

平成 年 月 日付けで利用停止請求のあった保有個人情報については、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律第 3 9 条第 1 項の規定により、下記のとおり利用停止することと決定したので通知します。

### 記

利用停止請求に係る保有 個人情報の名称等	
利用停止請求の趣旨	
利用停止決定をする内容 及び理由	( 利用停止決定の内容 )  ( 利用停止の理由 )

この決定に不服がある場合は、行政不服審査法の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 6 0 日以内に、国立大学法人長崎大学に対して異議申立てをすることができます ( なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して 6 0 日以内であっても、決定があった日の翌日から起算して 1 年を経過した場合には異議申立てをすることができなくなります。 )

また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法の規定により、この決定があったことを知った日から 6 か月以内に、国立大学法人長崎大学を被告として、長崎地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます ( なお、決定があったことを知った日から 6 か月以内であっても、決定の日から 1 年を経過した場合には処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。 )

#### < 本件連絡先 >

総務部総務課広報・法規班

電話：095 - 819 - 2018

FAX：095 - 819 - 2024

e-mail：kouhou@ml.nagasaki-u.ac.jp

長大 第 号  
平成 年 月 日

## 保有個人情報不利用停止決定通知書

様

国立大学法人長崎大学

印

平成 年 月 日付けで利用停止請求のあった保有個人情報については、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律第 3 9 条第 2 項の規定により、下記のとおり利用停止しないことと決定したので通知します。

### 記

利用停止請求に係る保有 個人情報の名称等	
利用停止をしないことと した理由	

この決定に不服がある場合は、行政不服審査法の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 6 0 日以内に、国立大学法人長崎大学に対して異議申立てをすることができます（なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して 6 0 日以内であっても、決定があった日の翌日から起算して 1 年を経過した場合には異議申立てをすることができなくなります。）

また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法の規定により、この決定があったことを知った日から 6 か月以内に、国立大学法人長崎大学を被告として、長崎地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、決定があったことを知った日から 6 か月以内であっても、決定の日から 1 年を経過した場合には処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）

#### < 本件連絡先 >

総務部総務課広報・法規班

電話：0 9 5 - 8 1 9 - 2 0 1 8

FAX：0 9 5 - 8 1 9 - 2 0 2 4

e-mail：kouhou@ml.nagasaki-u.ac.jp



## 情報公開・個人情報保護審査会への諮問に関する通知書

様

国立大学法人長崎大学

印

平成 年 月 日付けの国立大学法人長崎大学に対する異議申立てについて、下記のとおり情報公開・個人情報保護審査会に諮問したので、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律第 4 3 条の規定により通知します。

## 記

異議申立てに係る保有個人情報の名称等	
異議申立てに係る開示の決定等	
異議申立ての内容等	(1)異議申立日 (2)異議申立ての趣旨
諮問日・諮問番号	平成 年 月 日 ・ 平 諮問第 号

< 本件連絡先 >  
 総務部総務課広報・法規班  
 電話：095 - 819 - 2018  
 FAX：095 - 819 - 2024  
 e-mail：kouhou@ml.nagasaki-u.ac.jp

## 異議申立てに対する決定通知書

様

国立大学法人長崎大学 印

平成 年 月 日付けで異議申立てのあった保有個人情報については、下記のとおり決定しましたので通知します。

記

異議申立てに係る保有個人情報 の名称等	
異議申立てに対する決定	
異議申立てに対する決定 の理由	

< 本件連絡先 >  
総務部総務課広報・法規班  
電話：095 - 819 - 2018  
FAX：095 - 819 - 2024  
e-mail：kouhou@ml.nagasaki-u.ac.jp